

(1)介護保険給付対象料金

・基本料金(月額)

(単位:円)

	単位数	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
要支援1	3,450	3,450	6,900	10,350
要支援2	6,972	6,972	13,944	20,916
要介護1	10,458	10,458	20,916	31,374
要介護2	15,370	15,370	30,740	46,110
要介護3	22,359	22,359	44,718	67,077
要介護4	24,677	24,677	49,354	74,031
要介護5	27,209	27,209	54,418	81,627

・各種加算料金(初期加算を除いて月額の料金です。)

☑が算定している加算

社会福祉法人 青空会
小規模多機能型居宅介護事業所あおぞら

加算の名称	単位数	利用料金 (1割)	利用料金 (2割)	利用料金 (3割)	対象		備考
					支援	介護	
初期加算(1日当り)	30	30	60	90	○	○	登録日から30日以内の期間及び30日を超える病院又は診療所への入院後の利用を再び開始した場合
認知症加算(Ⅱ)	890	890	1,780	2,670		○	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方
認知症加算(Ⅳ)	460	460	920	1,380		○	要介護度区分が要介護2であり認知症日常生活自立度Ⅱの方
看護職員配置加算 (Ⅰ)	900	900	1,800	2,700		○	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看取り連携体制加算 (1日当り、死亡日前日から30日以内)	64	64	128	192		○	看護師により24時間連絡できる体制を確保しており、医師が回復の見込みがないと診断した利用者について、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容について説明し同意を得ている場合。
訪問体制強化加算	1,000	1,000	2,000	3,000	○	○	訪問を担当する職員数や訪問回数がいずれも一定数以上である場合
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	800	800	1,600	2,400	○	○	個別サービス計画の他職種協働による適時適切な見直しや地域における活動への参加機会の確保等を行う等の体制が整備されている場合
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算する (1月あたりの総単位数×146/1000)				介護職員等の処遇改善のための加算		

※ 上記料金は、厚生労働省の基準省令(令和6年4月施行)に基づき定められた料金です。基準省令が改正になった場合には基準省令に従い変更させて頂きます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

(2)介護保険給付対象外の料金(全額自己負担)

名称	利用料金
食費	朝食 400円 昼食 500円 夕食 500円 おやつ 100円
宿泊費	2000円／泊
その他	おむつ代等実費